



宮 崎 県 公 報

平成22年 5 月17日 (月曜日) 第 2183 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示		頁
○道路の区域の変更 (2件)	(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始 (2件)	(") 1	
公 告		
○調理師試験の実施	(衛生管理課) 2	

○製菓衛生師試験の実施	(衛生管理課) 2
○狩猟免許試験の実施	(自然環境課) 2
○狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査 の実施	(") 3
○農地保有合理化事業規程の変更の承認	(地域農業推進課) 4
企業局企業管理規程	
○企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理 規程	4

告 示

宮崎県告示第 293号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 5 月17日から平成22年 5 月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町南郷区 水清谷字小 原3068番 2 地先から同 郡同町西郷 区田代字谷 内4673番 7 地先まで	旧	4.4 ~ 18.2	133.2
				新	8.1 ~ 38.8	143.0

宮崎県告示第 294号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 5 月17日から平成22年 5 月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
16	県道	稲葉崎	延岡市檜山	旧	8.9 ~	63.2

路線	道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
平原線			町二丁目30 18番 2 地先 から同市同 町二丁目30 08番 1 地先 まで	新	8.9 ~ 52.4
				旧	52.4

宮崎県告示第 295号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 5 月17日から平成22年 5 月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町南郷区 水清谷字小 原3068番 2 地先から同 郡同町西郷 区田代字谷 内4673番 7 地先まで	平成22年 5 月17日

宮崎県告示第 296号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 5 月17日から平成22年 5 月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
16	県道	稲葉崎 平原線	延岡市榎山 町二丁目30 18番2地先 から同市同 町二丁目30 08番1地先 まで	平成22年5月17日

公 告

調理師法（昭和33年法律第 147号）第 3 条の 2 第 1 項の規定によ
り、平成22年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成22年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 試験の期日
平成22年 7 月28日（水曜日）
- 2 試験の場所
第 1 試験場
宮崎県総合保健センター（宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 2）
J A ・ A Z M ホール（宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1）
第 2 試験場
都城市ウェルネス交流プラザ（都城市蔵原町11街区25号）
第 3 試験場
日向市中央公民館（日向市中町 1 番31号）
- 3 試験時間及び試験科目

時間	午後 1 時30分から午後 3 時30分まで
科目	食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論

- 4 受験願書の受付期間
平成22年 5 月31日（月曜日）から 6 月11日（金曜日）まで
（土曜日及び日曜日を除き、午前 9 時から午後 5 時まで）
- 5 受験願書の提出先
住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して
知事に提出すること。
- 6 受験手数料
6,100円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 7 合格発表
平成22年 8 月26日（木曜日）とし、合格者の受験番号を各保健
所にて公示する。
- 8 その他
詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管
理課（電話0985-26-7077）に問い合わせること。

製菓衛生師法（昭和41年法律第 115号）第 4 条第 1 項の規定によ
り、平成22年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成22年 5 月17日

- 1 試験の期日
平成22年 7 月28日（水曜日）
- 2 試験の場所
宮崎県庁附属棟 201号室（宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号）
- 3 試験時間及び試験科目

時間	午後 1 時30分から午後 3 時30分まで
科目	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パン のいずれか 1 つを選択）

- 4 受験願書の受付期間
平成22年 5 月31日（月曜日）から 6 月11日（金曜日）まで
（土曜日及び日曜日を除き、午前 9 時から午後 5 時まで）
- 5 受験願書の提出先
住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して
知事に提出すること。
- 6 受験手数料
9,400円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 7 合格発表
平成22年 8 月26日（木曜日）とし、合格者の受験番号を各保健
所にて公示する。
- 8 その他
詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管
理課（電話0985-26-7077）に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成22年 5 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 狩猟免許試験の日時及び場所
試験は、平成22年度において 2 回行うものとし、その期日は次
表のとおりとする。
なお、試験の受付は、各試験会場において、午前 8 時30分開始
とする。

区分	試験日	開始時間	試 験 会 場
第 1 次 試 験	7 月27日 （火曜日）	午前 9 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
			宮崎県西臼杵支庁会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井22
			宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代1561の 1
			宮崎県北諸県農業改良普及センタ ー 都城市高木町6464
1			宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号

回	2 次 試 験	7月27日 (火曜日)	午後1時	宮崎県西臼杵支庁会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井22	チメートルの写真を貼り付け、試験当日持参すること。
				宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代1561の1	6 狩猟免許試験の合格者 合格者には、狩猟免許を交付する。
				宮崎県北諸県農業改良普及センター 都城市高木町6464	7 狩猟免許試験についての問い合わせ 宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁若しくは各農林振興局又は宮崎県猟友会に問い合わせること。
第 1 次 試 験	1	9月12日 (日曜日)	午前9時	宮崎県庁6号館会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第1項及び第4項の規定により、狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査を次のとおり実施する。 平成22年5月17日 宮崎県知事 東国原 英 夫
2 回 試 験	2	9月12日 (日曜日)	午後1時	宮崎県庁6号館会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号	1 講習及び適性検査の日時、会場等 別表のとおり 2 講習及び適性検査対象者 平成19年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望する者 3 講習及び適性検査の内容 (1) 講習 ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 1時間 イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1時間 ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1時間 (2) 適性検査 ア 視力検査（矯正視力可） イ 聴力検査（補聴器使用可） ウ 運動能力（補助具使用可） 4 講習及び適性検査の申込み手続 講習及び適性検査を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新申請書及び審査票に所要事項を記入の上、次の各号に掲げるものを添付して、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局に講習開催日の10日前までに提出するものとする。 (1) 狩猟免許更新申請手数料 2,800円（宮崎県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて払い込むものとする。） (2) 50円の返信用郵便切手（郵送を希望する場合に限る。） 1枚 (3) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合においては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外においては、医師の診断書（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号、第3号及び第4号に該当しない旨の診断書）1通 5 審査票の交付 狩猟免許更新申請書を受領したときは、講習及び適性検査の会場並びに日時を指定して交付する。 申請者は、交付された審査票に写真（最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1枚を貼り付けて当日持参すること。

2 受験資格
宮崎県内に住所を有する者（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条の規定に該当する者を除く。）

3 狩猟免許試験の内容、順序等
狩猟免許試験は、狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験（1次試験）、技能試験（2次試験）とし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

4 受験申込み手続
(1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添えて提出すること。
ア 狩猟免許申請手数料 5,200円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者には、3,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて払い込むものとする。）
イ 50円の返信用郵便切手 1枚
ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合においては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外においては、医師の診断書（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号、第3号及び第4号に該当しない旨の診断書）1通
エ 住民票 1通
(2) 書類の提出先及び期間
書類は住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に、第1回試験の受験希望者は、6月7日（月曜日）から6月25日（金曜日）までの間に、第2回試験の希望者は、8月2日（月曜日）から8月20日（金曜日）までの間に提出すること。

5 受験者への通知等
狩猟免許申請書を受領した後、受験者へ免許試験の日時及び場所を指定した受験票を送付する。
申請者は、受験票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、試験当日持参すること。

いて交付する。
8 その他
詳細については、宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

別表

日 時	会 場	対 象 区 域
7月14日(水) 午後1時00分	西臼杵支庁大会議室 高千穂町大字三田井22	西臼杵地区
7月8日(木) 午後1時00分	延岡総合文化センター 延岡市東浜砂町 611-2	延岡市(延岡・祝子・南方・南浦・北川・北浦)
7月15日(木) 午後1時00分	宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代1561-1	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村
7月13日(火) 午後1時00分	西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町 2-26	西都市、西米良村
7月14日(水) 午後1時00分	川南町農村環境改善センター 川南町大字川南 13679-2	新富町、高鍋町、木城町、川南町、都農町

7月7日(水) 午前9時00分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206-1	宮崎市、国富町、綾町
7月22日(木) 午後1時30分	宮崎県西諸県農業改良普及センター 小林市大字細野1810-15	小林市、えびの市、高原町
7月1日(木) 午後1時30分	都城市中央公民館 都城市姫城町 7-8	都城市、三股町
7月8日(木) 午後1時00分	日南市ハートフルセンター 日南市南郷町大字中村乙7051番地25	日南市、串間市
8月10日(火) 午後1時00分	宮崎県庁 6号館会議室 宮崎市橋通東 2-10-1	県内一円

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、社団法人宮崎県農業振興公社の農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成22年5月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 承認年月日
平成22年5月7日
- 承認に係る農地保有合理化事業の種類
法第4条第2項第1号、第2号、第2号の2、第3号、第4号に掲げる事業

企業局企業管理規程

企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成22年5月17日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

宮崎県企業局企業管理規程第3号

企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程

企業局事務決裁規程(平成3年宮崎県企業局企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前								改正後									
別表第1(第3条関係)								別表第1(第3条関係)									
[略]								[略]									
付表								付表									
予算執行伺及び支出負担行為専決区分一覧表								予算執行伺及び支出負担行為専決区分一覧表									
項目	予算執行伺				支出負担行為				項目	予算執行伺				支出負担行為			
	副局長(総括)	副局長(技術)	主務課長	所長	副局長(総括)	副局長(技術)	主務課長	所長		副局長	主務課長	所長	副局長	主務課長	所長		
土地、建物等の取得(他の項に定めるものを除く。)	150万円以上 1,000万円		[略]		1,000万円以上		[略]		150万円以上 1,000万円未満	[略]		1,000万円以上		[略]			

	00万 円未 満																			
総合開発事業等 に係る土地、建 物等の借入れ		100 万円 以上	[略]			300 万円 以上	[略]					100万円以 上 300万円 未満	[略]			300万円以 上	[略]			
総合開発事業等 に係る補償		100 万円 以上	[略]			300 万円 以上	[略]					100万円以 上 300万円 未満	[略]			300万円以 上	[略]			
工事 (直営によ る工事を含む。)		1,0 00万 円以 上 3 ,000 万円 未満	[略]			3,0 00万 円以 上	[略]					1,000万円 以上 3,000 万円未満	[略]			3,000万円 以上	[略]			
委託 (工事に関 する設計、調査 、測量等の委託 を含む。)	500 万円 以上	500 万円 以上	[略]		1,0 00万 円以 上	1,0 00万 円以 上	[略]					500万円以 上 1,000万 円未満	[略]			1,000万円 以上	[略]			
報酬 給与 共済費 旅費 通信運搬費 (電 報料、電話料及 び後納郵便料に 限る。) 交際費 公課費			[略]				[略]						[略]				[略]			
光熱水費 (動力 費を除く。)			[略]				[略]						[略]				[略]			
償還金及び利子			[略]				[略]						[略]				[略]			
上記以外のもの	100 万円 以上	100 万円 以上	[略]		300 万円 以上	300 万円 以上	[略]					100万円以 上 300万円 未満	[略]			300万円以 上	[略]			
[略]																				

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。